

さいたま市浦和区選挙管理委員会告示第32号

令和7年7月20日執行の参議院埼玉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される法第48条の2第1項の規定による期日前投票所は次のとおりである。

令和7年7月3日

さいたま市浦和区選挙管理委員会委員長 玉井哲夫

期日前投票所	浦和区役所内
--------	--------